

学校法人共立女子学園内部統制システム整備の基本方針

2025(令和7)年4月1日

学校法人共立女子学園は、2024年11月26日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- ② 寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化するとともに、常務理事会において、法人全般にわたる業務の執行方法を協議し、又、理事会から委任された事項を審議することで、事業の適切かつ効率的な運営を図る。
- ③ 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書管理に関する規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

2. リスク管理に関する体制

- ① リスク管理に関する体制及び規程を整備し、役割権限、リスク対応方法等を明確にする。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- ① コンプライアンスに関する体制及び規程を整備し、職員の職務の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保する。

4. 監査環境の整備

- ① 監事が職務を補助する職員を置くことを求めた場合、補助職員を配置するものとする。
- ② 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、当該職務を行う際には、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- ③ 理事及び職員は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合、これに応じるものとする。
- ④ 理事及び職員は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、公益通報に関する規程に基づき、理事長及び監事に報告する。
- ⑤ 理事及び職員は、不正の目的なく理事長及び監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- ⑥ 監事がその職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、相当額を支払う。

5. 本方針の改廃

- ・本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。